

## 定款等一部変更

| 定款(変更前)   | 定款(変更後)  |
|---|--|
| <p>第5条 本会の会員は、次の<u>2</u>種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。</p> <p>(1)・(2) 記載省略</p>  | <p>第5条 本会の会員は、次の<u>3</u>種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。</p> <p>(1)・(2) 記載省略</p> <p><u>(3)福利会員 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の福利事業のみ利用の個人</u></p>   |
| <p>第6条 本会の会員になろうとするものは、<u>理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</u></p>  | <p>第6条 本会の会員になろうとするものは、<u>理事会において別に定める入会申込書を提出し、承認を受けなければならない。</u></p>   |
| <p>第8条 会員は、理事会において別に定める<u>退会届</u>を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p>  | <p>第8条 会員は、理事会において別に定める<u>退会申込書</u>を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。</p>   |
| <p>第20条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>15名以上</u>25名以内</p> <p>(2) 記載省略</p>   | <p>第20条 本会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 <u>10名以上</u>25名以内</p> <p>(2) 記載省略</p>  |
| <p>第33条 記載省略</p> <p>2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間、備え置くものとする。</p>   | <p>第33条 記載省略</p> <p>2 前項の書類又は<u>電子データ</u>については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度の終了までの間、備え置くものとする。</p>  |
| <p>第34条 記載省略</p> <p>(1)～(5) 記載省略</p> <p>2 記載省略</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、<u>社員名簿</u>を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>(1) 記載省略</p> | <p>第34条 記載省略</p> <p>(1)～(5) 記載省略</p> <p>2 記載省略</p> <p>3 第1項の書類又は<u>電子データ</u>のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿(<u>青色申告会クラウドシステム</u>)を主たる事務所に備え置くものとする。</p> <p>(1) 記載省略</p> |
| 会費規則(変更前)   | 会費規則(変更後)  |
| <p>第3条 記載省略</p> <p>(1)・(2) 記載省略</p>   | <p>第3条 記載省略</p> <p>(1)・(2) 記載省略</p> <p><u>(3)福利会員 月額100円 年額1,200円</u></p>  |